

質 問 書

2021年8月6日

「インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査【有償勘定技術支援】」
(公示日:2021年7月21日/調達管理番号:21a00358)について、以下のとおり質問します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14 プロポーザル評価配点表 2. 業務の実施方針等(5)	その他(迅速化の取り組み)とありますが、本業務の迅速化が業務後の円借款事業本体に向けた迅速化のどちらを評価されるのでしょうか。	本調査及び事業本体の工期の効率化を通じた短縮の可能性をご検討・ご提案お願いいたします。
2	第5条実施方針及び留意事項 (1)P17~P18	「現地渡航が困難な場合を考慮し、調査の代替手段や工夫についても、プロポーザルで提案する」との記載がありますが、この点は、P11(2)業務実施の基本方針で記載されている制限ページ数外、見積不要の対象でよろしいでしょうか。	現地渡航が困難な場合の調査の代替手段や工夫のご提案についても制限ページ数外、見積不要です。
3	第5条実施方針及び留意事項 (15) 国内支援委員会 p23	国内支援委員会の設置及び委員は貴機構が行うものと理解で正しいでしょうか。 委員候補者はすでにいらっしゃいますでしょうか。	国内支援委員会の設置は JICA が行います。現時点では委員候補者は未定です。
4	P21 (9)調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策 当該事業の借入国/事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されて	事業費の積算に当たっては、実施段階における安全について想定されるリスクに対して安全対策計画の検討を行う事になると思いますが、本業務の業務主任者が負うのは、実施時の安全に対して責任を負うという事になるのでしょうか。	本業務の成果となる安全対策計画の作成について、業務主任者に責任をもって対応いただくという趣旨です。本業務で作成した安全対策を用いて行われる工事の安全対策について、業務主任者が責任を持つことを意図したものではありません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>いるところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)に従うこと。</p> <p>さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICA から提供される「安全対策ガイダンス」(2019年4月)を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート(案)を作成すること。</p>	<p>本業務で作成した安全対策計画を使用して工事を実施した場合に、安全上問題が発生した場合の責任まで追う事となるのでしょうか</p> <p>責任の範囲を明確にいただければ幸いです。</p>	
5	<p>現地傭人</p>	<p>C OVID-19 下において行動範囲の制限を受けず、リモートでの対応を念頭に置いて、多種、多岐に亘る再委託業務の管理等のために、ローカルコンサルタントの活用は不可欠であり、提案内容に応じて十分なインプットを確保できるよう、また、公平・公正な競争の観点から、別見積もりとしていただきたくご確認をお願いします。若しくは、ご想定の現地傭人の種別や人月の目処をご提示していただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>本業務実施に不可欠であるならば現地傭人についてもプロポーザルにて本見積りに含めてご提案をお願いします。また本件は従来型企画競争であり、価格点は評価点が僅差の場合のみ加算されるため、本見積計上であっても影響は限定的だと考えます。</p>
6	<p>7 プロポーザル等の提出 (6)見積書 p.5 再委託調査</p>	<p>関係機関である第一水資源公社(PJT-1)は自らスタミダムの深淺測量や水文観測などを実施しています。本業務において、PJT-1 への再委託調査の委託は可能でしょうか。(PJT-1を関係</p>	<p>PJT1 は本調査の関係機関であり、PJT1 が有する既存の測量等のデータの提供については公共事業省経由で JICA 調査団に提供することを公共事業省と確認しています。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		機関とした貴機構発注調査業務では、PJT-1 に再委託をした実績があります。）	本業務の現地再委託として行う調査の再委託先の選定については、選定方法を含めたプロポーザルでのご提案を踏まえ、JICA と受注者で確定します。
7	第 6 条業務内容 p.26 (6),(7)	文中の「ストック及びフローの堆砂への効果」という用語についての解釈をご説明いただけませんかでしょうか。	ストックは既にダム内に堆積している砂を意味し、フローは新たに流入してくる砂を意味しています。
8	第 6 条業務内容 P25 (6)堆砂対策の検討とブランタス川流域の総合土砂管理計画の立案	総合流域土砂管理の範囲について、海岸は対象外との認識で正しいでしょうか。	25 頁「第 6 条 業務の内容 (5) ブランタス川流域における治水、利水、土砂管理に関する現状・課題の整理とスタミダム堆砂対策の必要性の整理 ③土砂管理に関する現状と課題 (河道の土砂管理に関する現状と課題)」に記載のとおり、ブランタス川河口の海岸域は総合土砂管理に含みます。
9	P20(7)環境社会配慮	本事業において AMDAL 等の作成が必要かつ作成に当たり支援が必要である場合には業務に追加することが記載されていますが、変更契約の対象という理解でよいでしょうか。また、業務追加される内容には AMDAL 等の開始に必要な手続き(空間計画の決定)に係る支援も含まれますか。なお、変更契約で追加となった場合、AMDAL 等は現地国でライセンスを持つ技術者が対応する必要がありますが、再委託は可能でしょうか。	ご理解のとおり、AMDAL 等の作成が必要かつ、作成に当たり支援が必要である場合には、契約変更を行い業務内容に追加します。追加する業務内容は調査で判明した状況を踏まえて確定します。また、追加される業務内容に応じて再委託の可否についても、JICA と受注者で協議の上で確定します。
10	P32(15)環境社会配慮に係る調査	「本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。」との記載がありますが、環境社会配慮に係る現地再委託の内容が記載され	32 頁「第 6 条 業務の内容 (15) 環境社会配慮に係る調査」に関しては、41 頁「第 4 章 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」に記載された代表的な調査項目を基本としつつ、プロポーザルでのご提案を踏ま

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>ているP41(3)によると、環境社会配慮調査の内訳は「社会経済調査、住民移転計画、ジェンダーへの配慮、気候変動緩和策に係る情報収集・分析」であり、JICA 環境社会配慮ガイドラインで要求されているステークホルダー協議の開催支援や、ベースとなる環境社会の状況の確認、借入国政府の環境社会配慮精度・組織の確認等については項目として含まれていないと考えます。これらについては、別途、再委託の追加を変更契約で対応いただけるのでしょうか。</p>	<p>えて、現地再委託内容を確定します。</p>

以上